

## 第 6 回 公民館のあり方検討委員会 会議結果（議事録概要）

1. 開催日時：令和 6 年 1 月 23 日（金）午後 2 時～午後 4 時
2. 開催場所：佐賀商エビル 7 階 共用大会議室
3. 出席者：公民館のあり方検討委員 12 名  
五十嵐 勉委員長、小城原 直副委員長、福田 忠利委員、石井 孝嗣委員、  
木村 泰代委員、吉村 純子委員、浅井 慎司委員、上野 景三委員、  
溝上 良雄委員、内川 実佐子委員、翁 昌史委員、横尾 敏史委員  
(欠席委員 4 名)

### 事務局

筒井地域振興部長、大野地域振興副部長兼地域政策課長

#### 【公民館支援課】

大坪地域振興副部長兼課長、松尾副課長、蘭公民館支援係長、糸山主事

#### 【社会教育課】

大塚課長、宮崎副課長、只隈主査

#### 【協働推進課】

岡課長、吉田地域コミュニティ室長

#### 【企画政策課】

小部主任

傍聴者：1 名

## 4. 議題

(1) 第 5 回会議の論点整理

(2) 提言（案）について

提言 1) 社会教育施設から一般行政施設へ、位置づけを変更する。

提言 2) 社会教育機能の維持、充実について

提言 3) 地域の多様なニーズに対応する活用について

提言 4) 人員配置、運営体制について

## 5. 会議資料

- ・ 第 6 回公民館のあり方検討委員会
- ・ まちづくり協議会の取り組み状況について
- ・ 追加資料：第 2 次佐賀市総合計画 基本計画第 5 章④

## 6. 議事内容

### <開会>

- ・ 事務局より第 6 回公民館のあり方検討委員会の開会を宣言

### <議事>

(1) 第 5 回会議の論点整理

- ・委員長が、今回が当該委員会の提言を取りまとめる最後の会議となる旨を述べ、当該委員会の設置目的『少子高齢化及び人口減少が進む中、おおむね小学校区に設置する本市公民館の利便性の向上を図ることで、これまであまり利用されてこられなかった層の利用を増やすとともに、その方々を将来にわたって地域コミュニティ活動へとつなげていくために、また地域コミュニティ活動の拠点性をさらに高めていくために、これから先の公民館がどうあるべきかを検討し、提言をいただく』を改めて読み上げた。
- ・事務局が、資料「第6回公民館のあり方検討委員会」を用い、第5回会議の論点ごとの整理を行った。
- ・事務局が、第5回会議で質問があった佐賀市におけるまちづくり協議会（以下「まち協」という。）の取り組み状況について回答した。
- ・事務局が、令和5年12月14日付の文部科学省の通知「社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について（依頼）」について説明した。

#### 【委員からの質疑・意見、事務局からの回答等】

委員：前回、まち協の活動の他いくつか質問をした。高齢化、人口減少を課題とする佐賀市の将来ビジョンを提起せずに、公民館のあり方だけ議論するのは無理があるのではないかと。公民館だから若者が利用できなくて、一般行政施設ならば若者が利用できるようになるという根拠はどこにあるのか。社会教育法（以下「社教法」という。）から外れることについて、新たに条例で制定するということが、条例については、首長や議会が判断すれば施設自体を失くすことが可能になるが、どう考えるのか。また、政治的利用と宗教的利用は社教法では認められていないが、どう対応するのか。提言するには材料が不足しており、何の問題なのか論点整理されないままでは責任をもって提言ができないのではないかと。一般行政施設への移管が提言に入っているが、一度実行してしまったら取り返しがつかない。その辺り含め、前回の質問について事務局ではどのように考えているのか。

事務局：冒頭での委員長からの説明通り、当該委員会の目的は、今後の公民館の利用を増やし、将来の地域活動につなげていくこと、高齢化が進み、地域活動をする方たちも今後減っていく中で、どのように公民館を中心とした地域活動や企画ができるのかということについて委員の皆様にご議論いただき、ご提言いただきたいと考えている。

委員長：少子高齢化が確実に進むという状況の中で、市の総合計画において生涯学習や社会教育に関連する内容がどのように位置づけられているのか確認できていないので、総合計画の該当部分を追加資料としてほしい。

また、社教法という国の法律と新たに制定する市の条例の関係性についてはどのように考えるのか。

事務局：市の担当部署としては、法律であっても条例であっても、規定された条文、条項に従って事業を推進していくものと考えている。

委員長：条例の中に社会教育、生涯学習等を位置づけるという前提で議論をしてきた。条例制定の際は議会で慎重な審議を経るものであるから、条例では不安定であるといった議論はここでは行わないこととしたい。

委員：条例によって新たな一般行政施設に社会教育機能を位置づけていくことについて信用をしていないというのではなく、人口減による税収減を見越して合理化を図った結果、国の法律から外れることは、条例により廃止が簡単にできることを問題視している。首長の意向で公民館から一般行政施設等に移行し数年後には廃止したケースも全国では散見される。先進事例としてコミュニティセンターを視察したが、行政的な仕事に圧迫され社会教育機能が弱まっている様子だった。また、合理化を図る際、まち協のような地域運営組織に運営を委ねざるを得ないが、現在のまち協の多くは他の地域団体と同様に担い手不足に悩んでいる。その上で地域づくりという負担をまち協にかける場合、人材育成を進めないとは不可能ではないか。それらを踏まえると今考えられている提言の中身にはならないのではないかと考える。

委員：私はまち協の会長をしているが、公民館とは関係なく、まち協はまち協で活動している。一部、まち協の活動を手伝っている公民館があるという程度なので、公民館であるかどうか如何でまち協の活動が左右されることはないと考えます。

委員：佐賀市公民館条例では公民館支援課が中央公民館として位置づけられているが、地区公民館の事業が不調、低迷しているというのであれば、それを指導してきた中央公民館の体制の問題ではないか。地区公民館を一般行政施設にした後のバックアップ体制等ほとんど議論をしていない。提供される情報が不十分で、一般行政施設に移行することが既定路線であるかのように議論が進められていることについて危うさを感じている。

委員長：公民館の今置かれている状況を、社会教育、生涯学習一般に関連して、システムの運用のあり方も今回の見直しの中で、議論しなければいけない。

委員：令和5年12月14日付の文部科学省の通知に目を通し、公民館から一般行政施設へ変更する必要性について改めて疑問を感じた。公民館のままですることの幅が考えていたより広く、これまでの議論で出てきた活用法の多くが叶えられる内容となっており、営利に捕らわれず考えないといけないう。また、先ほどまち協との関わりがあまりない公民館があるという話があ

ったが、公民館には人づくり、まちづくり、絆づくりという3つの役割がある。そのまちづくりに関わっていない公民館のこれまでのあり方には疑問を感じる。

## (2)提言（案）について

- ・ 委員長が、提言案に係る実質的な議論に入ることを宣言した。
- ・ 委員長が、追加資料をもって市の総合計画に生涯学習を推進することが明記されていることを補足した。

提言 1) 社会教育施設から一般行政施設へ、位置づけを変更する。

### 【委員からの質疑・意見、事務局からの回答等】

委員：公民館がこれからも地域のコミュニティの中で重要な役割を果たしていくためには、既存事業や活用方法だけでなく様々な可能性を考えていく必要がある。その方針を明確にし、事業や活用方法を広げていくためにも位置づけを変更した方がよい。変更した場合でも公民館が地域コミュニティの維持や活性化を目的とした機関であることを堅持し、営利活動についてもその目的に沿ったものであることが適切である。

委員：令和5年12月14日付の文部科学省の通知から公民館の利用制限が緩和されていることはわかるが、一般市民からすると何ができて何ができていないのかがわかりづらく、そもそも利用するかどうかの段階での検討材料に入らないのが現状だと感じている。施設の利用促進により、存在価値を高めるには施設イメージを変えることが一歩となると思う。社会教育機能は維持した状態で一般行政施設への位置づけを変更することが望ましいし、また、目から入る情報は大きいので、名称変更により、まず市民の意識を変えることが必要なのではないかと感じる。

委員：社会教育は地域や社会にとって何物にも代えがたいものであると考えている。人口減少などの変化に伴い、サービスの拡充が求められていることは理解できるが、社会教育的要素が失われる軽んじられることは避けていただきたい。社会教育施設としての意味と価値は引き継いでいただきたい。

委員：地域活動は、防災、防犯、地域福祉、生涯学習などが連動して体裁を成している。公民館には単なる貸館としてではなく、そういう地域活動にまで関わってほしいと考える。佐賀市では公民館というと社会教育がすぐに連想されるため、地域活動を地域とともに行うという視点で考えると名称を変更して、新たな気持ちで取り組んだ方がよいのではないかと考える。

- 委員：前回、公民館のままがよいのではないかと意見したが、この話を持ち帰って周囲にしたところ、利用促進を呼びかけるのであれば名称変更が重要なポイントではないかという意見が大多数だった。私自身は公民館の名称のままで今の機能を維持しながらもっと発展的なことができればよいと考えていたが、名称を変えることによって周知されるのであれば、そのほうがよいのかなと思う。社会教育施設から一般行政施設へ移行しても社会教育機能は維持できるのであれば、名称変更も構わないと思う。
- 委員：公民館と密接な関係を築いているまち協を運営する立場だが、公民館が一般行政施設へ移行することについて抵抗はなく、問題はこれからつくっていくかなければならない中身だと考える。まち協というのは地域性が非常に強い部分がある。加えて今、世の中には多様な娯楽に溢れ、若者を公民館に集めることが非常に難しい。なので、社会教育施設から一般行政施設へ移行することは、住民の意識を変えるにはよいのではないかと考える。
- 委員：一般企業や一般市民として考えると、公民館にはほとんど活用の幅がないというイメージを持っている。今は多様性を求められる時代であるため、公民館においても意識改革が必要ではないかと考える。今まで利用していなかった市民に気軽に利用してもらえする方法を考えた場合、いろいろな角度からの検討が必要だと感じる。これまでの組織のあり方ではなく、一般行政施設として名称を変えて新しく生まれ変わることが必要ではないか。
- 委員：現在の状況を見ると社会教育施設では持ち堪えきれないのではないかとというのが正直な感想。子育て世代の利用促進というのはどこでも課題だろうが、イベント等の内容や工夫によっては子育て世代も参加する。社会教育機能は維持しながら一般行政施設に移行して、いろいろな知恵を出しながら幅広く活用していけば、若い世代の利用を増やしていけるのではないか。
- 委員：市民の利用率が低迷していた原因は、位置づけや名称ではなく他にもあるのではないか。令和5年12月14日付の文部科学省の通知を見るまで様々な活用の可能性があるということを知らなかったのも、そういう可能性を広げるような公民館の運営の仕方を行政が指導したり助言したりというのも今後の課題の一つではないか。学校教育に携わる立場の者としては公民館という名称に非常に安心感がある。
- 委員：建物がどうであれ、どういう利用をするか、どういう企画ができるか、人々が集まる場を企画できる住民が地域にいるというのが重要。そのあたりを踏まえ、名称を変えて一般行政施設に移行してほしい。
- 委員：公民館そのものの理解が十分でなく、公民館は使いづらいという印象が先行する市民が多い中で、公民館の使用制限が緩和される旨を広報しても伝わ

らない。新たな施設に生まれ変わることに同時に新たな利用について伝えるのであれば、そのインパクトで周知もできるのではないかと考える。公民館の名称のままでは無理があり、よい名称があれば変更した方がよいのではないかと考える。

委員長：提言 1 の第 1 文として、市民の多様な施設利用のニーズに対応できる体制にするために一般行政施設に移行するとする。但し、社会教育機能の低下につながることを危惧されるため、社会教育機能の維持、充実を図ることができるとする提言を 2 番目に盛り込むことを考えているがどうか。

委員：公民館という社会教育施設をコミュニティセンター等一般行政施設にすることと、一般行政に移行するというのは別ベクトルの議論だと考える。一般行政への移行によって関係機関との連携が取りやすくなるというメリットは確かにあるだろうが、現状できていないという問題について検証をしないまま一般行政施設にしたら可能になるというのは幻想ではないか。また、社教法では認められていない政治的、宗教的利用について認めることを当該委員会で決めることになるだろうが、その点について事務局より回答がなかったがどのように考えているのか。

委員：一般行政に移行し、社会教育施設から一般行政施設に移行することによってあり方や運営の方法が自ずと変わってくる。一般行政に移行すれば施設としての守備範囲が広がるため地域活動、地域福祉、民間企業等が参入しやすくなる。あり方を変えるのが重要であり、名称を変更するだけでは利用は増えないと考える。

委員：一般行政に移行すると連携が取りやすくなるように見えるだろうが、先進事例の視察の通り、行政が縦割りである以上、様々な業務が一般行政施設に降りかかってくることになる。

委員長：新たな施設の業務負担については運営体制、施設マネジメントの問題だと考える。提言 4 の議論の中で検討したい。

委員長：政治的、宗教的利用について、一般行政施設に変わると現行の公民館の考え方とは違う形になるのか。

事務局：当該委員会では、政治的、宗教的利用に係る議論はしていないため、提言書には入らないものと考えている。提言書にない部分は、提言書受領後、内部で検討することになる。

委員長：一般論として公共施設において政治的、宗教的利用については原則認められないため議論しなかった。新たな一般行政施設は公共施設と同等またはそれに準ずる扱いになるものと理解する。

委員：多様な活用を図るのであれば十分な説明を行い、若者の利用を増やすには

当事者の意見聴取の場が必要。企業による地域連携をした上での利用は進めていくべきで、その場合、コーディネーターの存在が大切であるとする。

・委員長が、以下のように取りまとめる旨を述べた。

現行の公民館を社会教育施設から一般行政施設に移行する。それによって公民館に対する多様なニーズに対応する。公民館の利用者の増加、地域コミュニティ活動の拠点としての機能強化を目的にすることを第1文とする。一方、社会教育機能の弱体化が懸念されるため、そのようなことがないよう条例に位置づけること、新たな施設の管理運営体制を明確にすることを盛り込む。一般行政施設に移行することを前提とし両論併記は行わないが反対意見についても明記する。

## 提言2) 社会教育機能の維持、充実について

### 【委員からの質疑・意見、事務局からの回答等】

委員長：提言書の中に、新たな施設の条例に社会教育、生涯学習の拠点とすることを明記するようにとの文言を入れることを考えているが、どのような社会教育の推進体制をつくっていくのかについて、事務局の考えを聞きたい。

事務局：公民館における社会教育の推進に関しては、教育委員会と市長部局で協議しながら進めている。新たな施設についても、教育委員会で社会教育を担う社会教育課と新たな施設の所管課で十分に協議をしながら進めていきたい。

委員長：現在、行政以外に一般市民や学識経験者による社会教育推進に係る組織等があるものと認識しているが、そのような社会教育推進体制について確認したい。

事務局：社会教育委員の会議というのを年3回から4回開催している。学識経験者、地域団体、企業等で地域の社会教育に携わる委員13名で構成され、社会教育全般について議論いただいている。公民館が一般行政施設となった後も社会教育推進には必要な場であるため、社会教育委員の会議の中での議論を継続することを考えている。

委員：社会教育機能の維持と充実のため、伝統文化も含めた文化的教養を高める事業、青少年に関わる活動、PTAや子ども会などの社会教育団体や地域コミュニティによる自主的な活動が円滑に行われるための支援と環境整備、子育て支援機能及び家庭教育支援機能を位置づけてほしい。特に子育て・家庭教育支援機能について、未就園児とその親は拠り所がなく、また、少子化や核家族化により子育ての継承がなされず学ぶ機会もないため、家庭教育にも社会教育的な視点を持った関わりが必要であると考えている。行催事だけ参

加する利用者ではなく、地域コミュニティに参画する市民を増やすため、コーディネーター等を取り入れて社会教育がなされる施設にしてほしい。

・委員長が、以下のように取りまとめる旨を述べた。

家庭教育を含め社会教育機能を堅持するため、従来通り社会教育或いは生涯学習を担当する職員を配置する。また、そのために社会教育を担う人材のための研修についてこれまで以上に行うというのは当然のことであり、提言書への記載如何に関わらないものである。

提言 3) 地域の多様なニーズに対応する活用について

【委員からの質疑・意見、事務局からの回答等】

委員：今後、これまで以上のスピードで高齢化が進行することが見込まれ、市役所本庁に行くのが困難な市民が増える可能性がある。現在、市を挙げてデジタル化を推進しているようだが、茨城県土浦市のように新たな施設と市役所本庁をモニターで結び、対面で相談等ができるようになればよいと思う。

委員長：佐賀市は現在コンパクトシティを目指している。これまで議論には上らなかったが、新たな施設における先ほどの委員の発言にあったような行政サービスの実施について、市としてはどのように考えるか。

事務局：当然検討していく必要がある。現在の公民館にはない機能であるため、将来的な話になるものと思う。

委員長：住民の多様なニーズへの対応を前提とする場合、際限なくニーズが拡大し、本来、新たな施設が担うべき機能の弱体化が危惧される。提言書では、将来的には行政サービス機能の窓口的な業務も検討する必要があると附則的に設けても、現段階では現在の社会教育機能とまち協を中心とした地域づくりの機能の維持、充実を徹底すると記述するに止めたい。

委員：一般行政施設に移行することにより、今後支所の統廃合等で新たな施設が負担する業務が増加する可能性があることを明記すべき。

委員長：今後生じるだろうニーズ等への対応を検討する際には、別途慎重に検討すべきという文言を加えたい。

委員：大学生や民間労働者等現在利用していない層が利用しやすい状況をつくるためにはIT化やDX化を進めるべき。現在、大学生と様々な企画をしているがその会場として公民館はまず選択肢に入らない。新たな施設では、大学生が気軽に交流でき、社会教育等多様な教育に触れる環境になってほしい。また、現役の民間労働者の利用を考えた場合、民間セミナーやビジネスマッ



チングのような行催事の機会の創出が必要ではないか。新しい層の利用は既得権益者を締め出す可能性もあるが、多様な活用は推進すべき。

委員：大学に近い公民館では大学生が自習室代わりに利用し、また、高校と連携して講座をする公民館もある。そういう意味では、若年層の利用が少ないとは言い難く、もちろん全市的な傾向ではない。実態を踏まえ、若年層の利用がない、使いにくいなどと議論を進めることに危うさを感じている。

委員長：一般行政施設に移行した際、多様なニーズに対応するためにNPOや企業等と様々な連携を進めていく必要があるが、現行の公民館において可能なことも少なくない。新たな施設の条例の制定、市民への説明等にはかなりの時間を要するものと考えられるため、その間、現行の公民館制度の下でも可能な様々な実験的な試みを積み重ね、経験値をつけていくことを提言書に盛り込みたい。場合によっては、多様なニーズへ対応するため、別途委員会等の設置等も含めて検討する必要があるものとする。

委員：佐賀市でも南部と北部では大きく環境が異なり、ニーズも異なる。そのニーズの一つひとつに対応するのは非常に困難なため、はっきりと言い切るような提言は難しいと考える。

委員：提言Ⅰの議論の際には新たな施設の名称に関しては後の話だと考えていたが、提言書の中ではどのように表現するのか。

委員長：公民館に代わる新しい呼称が望ましいという意見が多数であるため、提言書では、全国的に一般化しているコミュニティセンターという名称を例示するが、正式な名称については十分に協議してほしい旨を盛り込みたい。

委員長：地域間のニーズの差に関しては、全市共通の最低限の運用基準を示した上で、それに準じて各校区で運用基準を作る必要があると考える。その際、各校区に施設運営を審議するための組織を作り、どのようにマネジメントするかが肝要になる。そのため施設運用のあり方については、しっかりとつくるべきと提言の中に盛り込みたい。

委員：かつて佐賀市が公民館を地域委託していた際に公民館運営協議会を組成していた記憶があるが、現在はどうなっているのか。

事務局：公民館運営審議会というものがあったが、その後まち協が組織された校区においては、まち協に運営審議会の役割を担っていただいている。

委員：先ほどの委員長の発言の中にあつた公民館運営の審議は、現状まち協が行っているという理解でよいか。

事務局：現在の公民館において、まち協に担っていただいている部分の他、新たな施設になった際は、その新たな利用者にも参画いたいた上でどのように社会教育に係るサポート等を進めていくかという内容になってくると思う。

委員長：現状、今ある組織がどこまで機能しているのか把握していないが、改めて新しい制度の下で施設を円滑かつ効率的に運用できるシステムを構築し、組織を再定義してほしいと考えている。

委員：一般行政施設に移行した後のマーケティングを含めた施設運営マネジメントの先進事例というものはあるのか。

事務局：先進事例については調査できていない。

委員：事務局によると、公民館運営審議会の機能はまち協に引き継がれているとのことだが、先ほどの委員の発言を聞く限り、まち協では自覚的に行われていないものと推測される。この現状からして、先ほどの委員長の発言のように様々な実験的な試みを積み重ねて経験値をつけていけたらよいが、逆に崩壊する危険性があるのではないかと。総務省は、その機能について当初まち協に期待していた面があった。現在、NPO や企業等を入れて組成されたまち協というのではないように感じられるがどうか。

事務局：設立時から、NPO や企業等々を地域の特性に応じて構成に入れている校区もある。

委員：うちのまち協には福祉施設や病院は入っているが、その他の民間は入っていない。営利企業を入れると、ビジネスとの結びつきが懸念される。まち協が行っている事業というのは本来行政が行うものであり、それを地域でできるところから担ってやっているものとする。

委員長：今後、まち協も組織の見直し等が必要だと考える。そのまち協の活動等や社会教育事業等を新たな施設でマネジメントできる組織を再構築するよう提言に盛り込みたい。

・委員長が、以下のように取りまとめる旨を述べた。

住民の多様なニーズへの対応を前提とする場合、際限なくニーズが拡大し、本来、新たな施設が担うべき機能の弱体化が危惧されるため、現段階では現在の社会教育機能とまち協を中心とした地域づくりの機能の維持、充実を徹底するものとし、今後生じるだろうニーズ等への対応を検討する際には、別途慎重に検討すべきものとする。

新たな施設の条例の制定、市民への説明等にはかなりの時間を要するものと考えられるため、その間、現行の公民館制度の下でも可能な様々な実験的な試みを積み重ね、経験値をつけてことが望ましい。

地域間のニーズの差に対応するため、全市共通の最低限の運用基準を定めた上で、それに準じて各校区で運用基準を定めること、その際、施設運用のあり方については徹底して作り込み、また、新たな施設での地域コミュニティ活動や社会

教育事業等をマネジメントする組織を再構築すべきである。

#### 提言 4) 人員配置、運営体制について

##### 【委員からの質疑・意見、事務局からの回答等】

委員：社会教育事業に専任できる職員を確保し、当該職員が社会教育事業に集中して従事できる環境と体制を求めたい。

委員：館長の勤務体制を平準化し、平日に館長が不在にならないようフルタイム勤務にしてほしい。

委員長：新たな施設も市の直営で行う方針とのことだが、現段階での職員配置のあり方について市としてはどう考えているのか。

事務局：現行通り職員 3 名体制とし、また、館長の勤務体制の平準化、フルタイム勤務についての約束はできないが努力はしたい。

委員：収支のバランスを勘案しないと支出が嵩むばかりになる。活動費をどのように賄うかは考えなければならないのではないか。

委員長：ガバナンスを補強するため、営利事業等のある程度緩和する前提で、今議論を進めているので、収益事業等も活用することを提言に含めたい。

委員：先ほどの委員と委員長の発言では予算に関しても提言に盛り込むことになるのだろうが、人件費の措置のために資金調達を行うようなことは本末転倒であると感じる。業務量の増加は相対的に社会教育機能の低下につながるか、まち協に負担が掛かってしまう。社会教育機能を担保するため、社会教育士の資格を持っている有資格者を必ず 1 名は配置することを提言に盛り込んでほしい。

委員長：社会教育機能の維持と充実が前提であるので、それを支援できる財政的な措置について充分配慮すること、専門性の高い職員を配置するために研修や資格取得について従来以上に支援することを提言に盛り込みたい。

委員：社会教育を修学した人材の配置はもとより、コミュニティをコーディネートできる人材や社会デザインの知識を持った人材の視点も不可欠だと考える。地域の多様な主体とともに構築していく進め方を望む。また、意思決定の会議自体のあり方を変えていくことでも関わりが増えるものと考えている。マネジメントとしては小さなまちづくり会社等からスキームを学び独自にフレームをつくる必要があるのではないか。

委員長：今のご提案は、それぞれの施設での配置は困難であるため、協働推進課などに専門性のある職員を配置し、それぞれの施設をサポートできるようにすることを含め考えていきたい。

- ・委員長が、以下のように取りまとめる旨を述べた。

ガバナンスを補強するため営利事業等を或る程度緩和する前提で進めていることを踏まえ収益事業等を活用すること、社会教育機能を維持、充実するのが前提であるので、それを支援できる財政的な措置について十分配慮すること、専門性の高い職員を配置するために研修や資格取得について従来以上に支援することを盛り込む。

委員長：本日のご意見等を文章として取りまとめた上で皆さんに郵送し、確認していただいた上で、最終的な提言書を市に提出したい。今後の進め方について、私、委員長に一任していただきたい。

<閉会>

- ・事務局が、今回の委員会が最後の開催であることを伝え、事務局が閉会を宣言した。

<了>